主 文 本件各控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は検察官志賀親雄の提出にかかる検察官門司恵行名義の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は弁護人東中光雄同石川元也同鬼追明夫連名の答弁書記載のとおりであるからここに引用し、これらに対し当裁判所は次のとおり判断する。

論旨第一点(事実認定の誤りについて)

よつて記録を精査して案ずるに、検察官は先ず原判決の前示三点の事実認定の誤りを主張する前提として、原判決が、本件公訴事実立証のため検察官の申請した証人が、すべて警察官でしかも被逮捕者A巡査の上司や同僚であり、これら証人の尋問過程よりみると事実を組合側に不利に解釈して証言する傾向が認められ、ことに検察官側の主たる証人であるA巡査の証言にこの傾向があり、また観察に不正確なものがみられると判示している点を攻撃し、右の説示は誤りであり、警察官の証言はいずれも信用できると主張するのでこの点について判断する。

検察官の所論に鑑み、これら警察官の証言内容をし細に検討し、弁護人側申請の各証人の証言内容とを対比して考察すると、各警察官の証言内容は、A巡査のよびの程度の力が加えられたかという重要な部分においるのでもも一致でもしての観察もされたかという疑がありその観察もされるのである。本件は現職の警察官が被害とされるのである。A巡査の証言中組合である場所をする傾向があるとして原判決が挙げた三つの理由は、の証言を全の証言はないのであるが、さればといるの理由は、の正その観察が常にといるがあるとは思われない。警察官であるからといのであるが常に正の指しての証言は常に真実に合致しているとはいのであるからない。原審の証言に対する基本的態度が必ずしも誤りであるとは思われない。

次に検察官が事実認定に誤りがあると主張する三点について考察を進めると、(一) A証人は原審公判廷においてab丁目交叉点西側で最初一〇メートル位逃げたところで二〇名位の人に包囲されて手を持たれたことがあり、さらに約一〇メートル位先で大体同人数位の者に取り囲まれたが、いずれも自分の護衛としてついていたD、G両巡査が押しのけてくれたので脱出した旨の証言をしていること検察官所論のとおりである。

一しかし弁護人の指摘するように、A巡査の護衛の任務を担当していたD、G両巡査、班長としてAと行動を共にしていたEらは、Aが写真を撮影してc橋の方向に向い北側歩道上を走つて逃げたその直ぐ後に続いて走つているにかかわらず、Aの証言に一部添う証言をしているのはDのみで、E、GはAが組合員らに取り囲まれた状況を全く見ていないこと、ことにAはGが組合員を押しのけてくれたというが、GはAが取り囲まれた状況すら見ていない事実に徴すると原審がA巡査の証言

をそのまま信用できないと判断しているのは相当であり、検察官の所論を考慮に入れて考えてみても原判決が a b 丁目西方の北側歩道上で A を取り囲み両袖を掴んだりした事実は認めることができないとした点に事実の認定を誤つたという疑はない。

- (二) C喫茶店前の状況についてA巡査は原審公判廷において後から誰かに突かれて確か膝をついたように思う。起き上つたとき被告人Bが前の方にいたと証言しているが、弁護人の指摘するように膝をついた直前に振り返つてみたが後に誰もいないようで追いかけられているように思わなかつたとも証言し、突き飛ばされたために膝をついたのか、つまずいたためそうなつたのか必ずしも明確な証言ではなく、検察官の挙げるF証人の証言を綜合しても、Aが被告人B或いは他の組合員に突き飛ばされて顛倒したと認定することは困難である。原判決のこの点に関する認定にも誤りはない。
- ab丁目から組合事務所までの状況について検察官の挙げるA、Gらの 各証言内容をみるとその証言の一部に検察官の所論に添う部分の存することが認め られる。しかしながら、し細に各証人の証言内容を比較検討するとAはab丁目から組合事務所までの間は後ろから押していなかつたように思うと証言しているにか かわらず、Gは同り丁目からはそれ程でもなかつたが、やはり引つぱつたり押した りしていたと証言しDは同b丁目からd丁目の中間位のところでAが逃げも隠れも しないから、とにかく離してくれというので被告人BがAの腕をにぎつていたのを 離した旨の証言をしているのにかかわらず、Aは組合事務所の階段を降りる時以外はずつと両腕をかかえられていたように証言しているのである。ところでab丁目 においてF巡査部長と被告人Kとの間に組合事務所へ行つて話し合いをするこ 相談がまとまり、Aもこれを歓迎しないまでも一応承知し、これを拒否する言葉を述べていないことは検察官も認めて争わないところであるから、被告人ら組合員が Aの身体に拘束を加えてまでもこれを連行する必要がなかつたという事情を考慮 被告人らの供述及びL、M証人らの証言を参酌すると前記警察官の証言中Aの 身体に直接拘束が加えられていた旨の証言部分はたやすく措信することができない のである。原判決がA巡査の身体に直接拘束を加えた事実は認められないとし、同 巡査の護衛を任務としていたF、G、Dの三人の警察官が同行していたこと、ad 丁目には約六、七〇名の制服警察官が配置されていて右の事実を知つていたにかか わらず何らの措置を執つていないこと、組合事務所も警察官の出入が比較的自由に 行なわれていたこと等の事情を併せ考えて何ら逮捕といえない状況にあつたと判断 したのは相当であり、検察官の所論を考慮して記録を検討してもこの点に事実認定 の誤りがあるとは思われない。

次に検察官は原判決が被告人Nは少なくともAに故意に殴打されたと信ずるに相当の理由があるような状態で殴打されたと認定したのは事実の誤認であると主張し、弁護人は原判決の判断は正当であると答弁するのでこの点に関する当裁判所の判断を示すこととする。

判断を示すこととする。 検察官、弁護人双方の所論を考慮に入れて記録を精査するに、この点に関する原 判決の判示は相当であり、検察官所論のような誤りのないことが明白である。原判 決は被告人Nの殴打された場所をab丁目より西方二〇米の地点と判示しており、 被告人Nの供述によると北側歩道上であると認めることができるが、Aの証言に れば、その当時カメラを二台持つていて一台はショルダーバツクに入れて肩にさ げ、一台は手に持つていたというのであるから被告人Nを殴打するため手を使用することは自由であつたと認められるのである。しかるに検察官は同被告人の殴打さ ることは不可能な状態であつたと主張する。その所論の誤りであることは明 白である。

なお検察官はかりにAが同被告人を殴打したことがあつたとしても、それは瞬間的なしかも一回限りの反射的行為に過ぎないと認めるのが正当であるというのであるが、もとより原判決はA巡査が故意に同被告人を殴打したと認定しているのではなく、同被告人が故意に殴打されたと信じていた点を重視したのである。

なく、同被告人が故意に殴打されたと信じていた点を重視したのである。 以上の考察によれば検察官の事実誤認の論旨はいずれも理由がない。 論旨第二点(被告人らの行為の違法性に関する判断の誤りについて)

検察官の所論は要するに、原判決は被告人らの行為は刑法二二〇条一項の不法逮捕罪の構成要件に該当する疑が存するとした上、A巡査が組合員らを写真撮影したことは違法であるとし、これを前提として被告人らの所為は実質的違法性を欠き正当な行為であるから刑法三五条により犯罪の成立を阻却され罪とならないと判示し

ているのであるが、A巡査の写真撮影行為は適法であり、被告人らの所為は実質的にも違法性を欠くものではないから原判決の判断は誤りであるというのであり、これに対する弁護人の答弁は原判決の判断は正当であるというのである。

よつてまずA巡査の写真撮影行為が原判決のいうごとく違法な行為と認められるかどうかの点について考察する。

ところで原判決は写真撮影をしたA巡査と撮影された組合員らの距離が二メート ルの近距離であつたこと、現場写真撮影についての復命書添付の写真第三に組「三人 の姿態が大写しにされていることを挙げて、本件A巡査の写真撮影行為は「したるの 違反状況」を撮影するためではなく、組合員らの所論を考慮に入れて証 のであると認定している。しかしながら検察官の所論を考慮に入れて記したは るに、A巡査の証言によれば組合員らが昭和二三年大阪市条例七七号、五条、保全 三項に違反してジグザグ行進をしているのを現認し、容疑者の でなるとで認め得るばかりでなく、原判決の挙げる前記復命書添せる 真撮影をしたことを認め得るばかりでなく、原判決の挙げる前記復命書添めと 真撮影をしたことを認め得るばかりでなく、原判決の 事話をしているのは第三の写真だけで、他の 真に をみると容貌のみが大写し出されており、原判決のいうように という というが写れており、原判決のいうように という といわなければならな のである。従つて原判決のこの点に関する判断は誤りであるといわなければならない。

い。 次に原判決はデモ参加者はかかる容貌を目的として撮影することまでも認容しているとはいえず、顔写真の撮影は一見任意捜査であるかのように思われるが、社会通念上無形の強制力を馳駆して個人の平穏な生活を侵害し、憲法上保障された諸権利や個人の尊厳を害する行為であり、又刑事訴訟法二一八条、一九七条一項の解釈からみても被疑者の承諾なくしてその写真を撮影することは犯罪の種類、性質、捜査方法等よりして真に止むを得ないような特別な事情の存する場合を除き違法といわなければならないとし、本件A巡査の写真撮影は結局違法であると判示しているので、この点の原判決の当否について判断する。

 はその限度において正当である。

〈要旨〉さて肖像権を放棄していないと認められるような場合は写真撮影は一切許されないかといえば、そうではな〈/要旨〉く、公共の福祉のため、犯罪捜査の必要上写真撮影の許容される場合のあることを認めなければならない。犯罪捜査のための被疑者の写真撮影について刑事訴訟法の規定をみると、同法二一八条二項に身体の拘束を受けている被疑者の写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り同条一項の令状によることを要しないと定めた規定があるに止まり、任意捜査の方法としての写真撮影については特別の規定がない。原判決は同条二項の規定の反対解釈として被疑者の写真撮影は令状を要するとし、被疑者の写真撮影は同法一九七条一項但書にいう強制の処分に含まれるから、被疑者の承諾なくして写真撮影することは原則として許されないと判示する。

しかしながら検察官所論の如く同法二一八条一項は強制処分に関する規定で身体検査について令状を要するとの原則を明らかにし、同条二項はこれを受けて身体の拘束を受けている被疑者の写真撮影をする場合には、あらためない場合に大きないまた。この条文から強制の方法によらない場合に大きない場合には、あらたのもは、あられてのは、あられて、場合には、あられて、場合には、大きないのには、大きないのである。というであるというになり、は、大きないのであるというになり、原判決のには相手方のが原則であるというにといて強制力を伴わない。は相手方のは相手方のが原則であるというにといて任意捜査の方法は相手方のは相手方のが原則である。しかるに写真撮影は相手方に気づかれずにより、は、任意の手段だからといって写真撮影が無制限に許さるになっているとすれば、任意の手段だからといって写真撮影が無制限に許さるではあるまい。

ここに捜査の必要と人権尊重の要請の調和点を何処に求めるかという困難な問題を生ずるが、少なくとも現に犯罪が行なわれており、写真撮影による証拠保全の必要があると認められるときは、現行犯であれば原則として令状がなくとも逮捕することができ、しかも逮捕の現場において令状がなくとも押収、捜索、検証等の強制処分が許されていることに鑑みて、被疑者の意思に反しても写真撮影が許されることに疑はないといわなければならない。

ひるがえつて、本件をみるにA巡査はab丁目交叉点において被告人らの所属する組合員らが棒を横にしてスクラムを組みジグザク行進をしているのを現認し、前記大阪市条例違反の現行犯として、証拠保全のため写真撮影を行なつたものであることは前説示のとおりである。はたしてしからば、被告人ら組合員の意思に反した写真撮影であるとしてもA巡査の写真撮影行為は捜査の必要上許容された適法な行為といわなければならない。

しかるに原判決は被告人ら組合員は公安委員会が附したデモの許可条件を知つていたという証拠がないから被告人ら組合員の行なつたジグザグデモは犯罪を構成しないと判示する。原判決が犯意が認められないから犯罪とならないと判示した点は正当であるけれども、犯意があるかないかは捜査をしてみた上でなければ判らない事柄であり、犯意が明らかにならなければ写真撮影による証拠保全ができないというのは不当であるから、純客観的事後的に観察して犯罪を構成しないということはA巡査の写真撮影行為を不適法ならしめるものではない。

以上の考察によつて原判決がA巡査の写真撮影行為を不適法であると判断したのは誤りであることが明らかとなつた。

そこで進んで原判決が被告人らの行為は実質的に違法性を欠き犯罪の成立を阻却 されると判示している点について考察する。

この点に関する原判決の判示をみると、国家権力を行使する警察官により違法に写真を撮影され殴打されて国民の権利が著しく害された場合云々と説示し、本件行為の実質的違法性を判断するに当り、A巡査の職務行為の不適法であることを重要視していることが明らかである。この限りにおいて原判決はその前提において重大な誤りをおかしているといわなければならない。

しかしながら、本件行為の実質的違法性の判断に入る前に被告人ら組合員がC喫茶店前からab丁目まで一三〇米の間A巡査の腕をつかんで同巡査を連行した行為が不法逮捕罪にいう逮捕行為といえるかどうかの点につきさらに慎重な検討を要するものである。原判決が証拠によつて認定した二項のC喫茶店前からab丁目までのA巡査の連行の模様、四項の事件発生の事情の部分は記録を精査するといずれ

も、概ねこれを肯認することができるので、これら原審の認定した事実を基礎として当裁判所の判断を示すこととする。

先ずA巡査の写真撮影の状況をみると、被告人ら組合員の行進に約二、三米の至 近距離まで近づき閃光電球を用いて同組合員らを写真撮影したのである。撮影当時 は夜間であり、夜間撮影する場合は今日においても閃光電球が用いられることが多 いことを考えると、その撮影方法が違法であつたとまではいえないにしても適切な 方法であつたとは認め難く撮影された組合員らがおどろきかついきどおつたとして も無理からぬものがあつたといわなければならない。A巡査は当時私服であつた が、被告人ら組合員が、A巡査に対し身分、氏名、撮影の目的等を問いただす目的で同人に近づいたところ、同巡査は急に身をひるがえしてae丁目に向つて逃げ出 したので、被告人ら組合員はこれを追つたのであるが、ab丁目より約二〇メ-ルの所で被告人NがA巡査に殴打されるという事件が発生したのである。A巡査の 側からみれば写真撮影行為が適法な職務行為であるとしても、撮影された被告人ら組合員は被告人らの供述による犯罪行為を行なつていないと信じていたものと認められるから、何の為に写真を撮られたか不審に思い、これを問いただそうとしたとしても不思議ではない。しかも一言の釈明もせず逃げ出して、追いついた被告人N を故意でないとしても殴打しているのであるから、益々不審の念を抱いたとしても 当然である。A巡査はC喫茶店前で同組合員らに追いつかれ、同組合員らに取り囲 まれてなんで写真をとつたかと尋ねられ被告人Nからは何でなぐつたのか、お前は 誰かと聞かれたが、これに答えようとはせず、そこへEらの警察官がかけつたが、これまた被告人らの質問に答えなかつたので同組合員らは、写真を撮影した現場に 行つて話しを聞こうということで同所よりab丁目までA巡査を連れて行つたものである。被告人ら組合員はC喫茶店の隣りのO株式会社のガレージ附近において、 Aが巡査であることを薄々知つていたのではないかと思われる。E巡査が同所で俺 は警察の者だと告げていること、連行の途中ポリ公つかまえたといつていた者がい ることなどよりして右のように認定することができる。勿論警察官であつても、そ の行為に不審な点があれば、これを問いただすという行為に出ても不当であるとい えないことはいうまでもない。被告人らは写真撮影の目的について不審を抱き、被告人のは何故殴打されたかについて疑問をもつていたものであるからこれらの事項についてA巡査に質問したとしても不当ではない。検察官は単なるいいがかり、もしくは自分らの違反行為に対する証拠保全を妨害するためになされたものであることが容易に推測されるような概要し難い。したるに本格に対してあるの とが容易に推測されるというが採用し難い。しかるにA巡査はこれに対して一言の 釈明をもしなかつたのである。本件写真撮影が、本人の意思に反しても出来る場合 であつたとしても、任意捜査は相手方の承諾を得て行なうのが原則であることを考 えると、写真撮影されたものが、その理由を知りたいとして、その釈明を求めてい る場合には、原判示のように警察官がその釈明に応ずべき法律上の義務があるとま ではいえないとしても、堂々とその理由を説明して納得させるのが、警察官としての執るべき態度であつたといわなければならない。A巡査が組合事務所に至るまで -言も釈明をしなかつたというのは警察官としての公正を疑わしめるものであり. これが組合員を益々刺戟し、組合員がAを連行する原因を作つたとみられても致し

側に押し戻されている状況よりみると、組合員が力で無理矢理に解散地点までA巡査を連行する意思のなかつたことは明白であり、原判決認定のとおり、被告人らの A巡査連行の目的は写真撮影や殴打に対し、その目的理由を問いただし、A巡査の 氏名、身分を明らかにすることにありそれを超えるものではなかつたものである。 検察官申請の証人らは、組合員がA巡査を押したり、ひつぱつたり等してかなり 強い程度の実力を同巡査に加えていたものの如く証言するが、被告人らの供述や弁 護人申請の証人し、同Mらの各証言と対比して検討すると、警察官の証言をそのまま真実として信用することはできない。以上の事情を考慮すると原判決認定の如く 両腕を掴み、周囲を取りかこんだ事実があつたとしてもそれはA巡査に同行を多少 強く促した程度のものであつて強い拘束力を加えたものとは認められない。そもそ も不法逮捕罪が成立するためには人の身体に対する事実的支配を設定し、人の自由 を拘束することを要するのであるが、本件程度の行為では不法逮捕罪に該当する程 度の自由の拘束はなかつたものと認めるのが相当である。かりに腕を掴み、A巡査 の周囲を取り囲んだことがA巡査の自由を幾分拘束したとしても、連行した距離は 約一三〇メートルでその時間も短いことを考慮すると可罰的違法性を欠く程度の軽 微なもので逮捕行為としての定型性を具えていないと認められるばかりでなく、前 記の諸事情を考慮すると被告人ら組合員にA巡査を逮捕する犯意もなかつたものと いわなければならない。被告人らの本件所為を無罪であるとした原判決はその結論 において正当である。原判決が本件行為を不法逮捕罪の構成要件に該当する疑があ るとしながら、その構成要件該当性を深く検討せず、実質的違法性が欠けるものと して無罪とした点、実質的違法性判断の前提としてA巡査の写真撮影行為を違法で あるとした点等に誤りがあるとしても、もとより判決に影響を及ぼすものではな

従つて検察官のその他の論点について判断を待つまでもなく刑事訴訟法三九六条 を適用して本件各控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 児島謙二 判事 畠山成伸 判事 松浦秀寿)